

第13回松花堂新春書初め席書大会
(松花堂美術館別館)

28日	27日	26日	25日	24日	23日	22日	21日	20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	13日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日					
子ども文化祭(文化センター) 10時~16時	年金相談(予約制) (文化センター2階会議室) 10時~16時					人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時 介護予防のための元気講座(3月1日) (文化センター3階講習室4および5) 13時40分~16時			行政相談 (文化センター2階会議室) 10時~12時・13時~16時		「ねんきん定期便・特別便」等相談会 (市役所1階事務相談室) 9時~17時(12時~13時除く) 行政相談 (文化センター2階会議室) 10時~12時・13時~16時	団塊の世代地域デビュー相談窓口 (生涯学習センター) 10時~12時 ふれあい福祉相談(出張相談)(八寿園) 10時~14時 多重債務法律相談(予約制) (生活情報センター) 13時~16時	人権相談(生涯学習センター) 13時~16時 弁護士相談(予約は9日) (生活情報センター) 13時15分~16時		放生川の清流復活をめざして報告と講演会 (文化センター3階第3会議室) 13時30分~16時	親子の楽しい料理教室(男山公民館) 10時~12時 くらしのセミナー(24日、27日) (文化センター3階講習室5(24日は男山公民館)) 13時30分~15時		建国記念の日 精神福祉を考えるつどい(生涯学習センター) 13時~15時		人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時 (市役所1階事務相談室) 9時~17時(12時~13時除く) 絵本の読み聞かせ講座(12日、16日) (八幡市民図書館 集会室) 10時30分~12時		都々城茶会(四季彩館) 13時~16時		多重債務法律相談(生活情報センター) 13時~16時 (川口コミュニティセンター) 13時~15時 障がい児者相談(肢体、聴覚、知的障がい)		弁護士相談(予約は1月26日) (文化センター2階会議室1) 13時15分~16時 障がい児者相談(肢体、聴覚、知的障がい) (川口コミュニティセンター) 13時~15時 多重債務法律相談(生活情報センター) 13時~16時						

2月のカレンダー(予定)

今月の 主な内容	平成21年火災救急救助統計 2面	情報ひろば・市民ギャラリー・あなたも一言 6・7面
	市嘱託員の募集、医療費の自己負担軽減・救援 8・9面	
	金を受け付け(ハイチ地震) 3面	保健医療(健康診査・新型インフルエンザほか) 10・11面
	税特集(申告会場開設ほか) 4・5面	まちの話題(成人式・消防出初式・和だこ作り・米田祐二さん) 12面

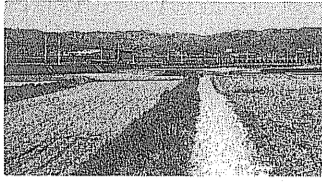
やわた考古録 <17>

「八幡からみた明治維新 一鳥羽伏見の戦と神仏分離」

司馬遼太郎の小説「坂の上の雲」では、近代化へまい進する明治時代の光の部分が生き生きと描き出されていますが、八幡の町にはその影の部分が大きく感じられます。幕末から明治初期のほんの数年で、八幡の町は一変します。

1868年の年明けに戊辰戦争が始まります。正月6日ごろ伏見に陣取った官軍が、淀の町や幕府軍の橋本陣屋と楠葉台場(砲台)があった八幡めがけて大砲の砲弾を浴びせ、山下の極楽寺、高良社を始め、町の北側一帯が焼け野原となりました。大政奉還により明治元年となった同年3月、神仏分離令が公布。神社の別当

楠葉台場を通る京街道の跡(枚方市楠葉中之芝)



・社僧に遷俗を命じ、仏像・仏具の使用を禁止したこの法令により、神仏習合の代表格であった石清水八幡宮寺は大きな被害に遭います。数年のうちに仏堂・仏塔や仏像・祭祀具など数々の貴重な文化財が破壊、売却されました。さらに明治2年に木津川が現在の位置に付け替えられ、門前町として栄えた科手などの集落は川底となり、八幡八郷の美豆・際目・生津は川によって分断されました。

八幡宮遷座後、明治維新まで約千年続いた町の歴史と、たった数年のうちに起こったこれらの激変を受け止め、時代をたくましく乗り切った人々のことを忘れずに語り継ぎたいものです。

◇ふるさと学習館(八幡第四小学校内) ☎972-2580◇
開館: 午前9時30分~午後4時30分(月曜・祝日は休館)

市嘱託員を募集します

市は、平成21年度八幡市嘱託員採用試験を実施します。募集する職種は図書館の司書、放課後児童健全育成施設の子童保護指導員、市役所庁舎の警備員、看護師です。提出書類等、詳しくは人事課で配布しています。八幡市嘱託員採用試験募集要項(市ホームページからダウンロードできます)をご覧ください。 ◆問い合わせ 人事課

■試験職種と採用予定人数、受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
図書館司書	若干名	図書館司書資格を有する人
放課後児童健全育成施設児童保護指導員	若干名	次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する人 (1)保育士資格または幼稚園・小中学校等の教諭免許を有する人 (2)大学・短期大学等で教育学・心理学・社会学・芸術学・体育学のいずれかを専修する学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した人(平成22年3月31日までに卒業見込みを含む) (3)高等学校以上を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した人、または教育機関で2年以上児童を指導した経験を有する人
庁舎警備員	若干名	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人
看護師	若干名	看護師免許または准看護師免許を有する人
各職種共通受験資格		(1)市内在住で昭和25年4月2日以降に生まれた人 (2)資格・免許は平成22年3月31日までに取得見込みを含む

介護保険利用料補助の申請受付が3月末で終了します。まだ申請されていない人は、早めに申請をお願いします。既に申請されている人は手続き不要です。

介護保険利用料補助 手続きをお忘れなく

▽対象者 市民税が非課税世帯の人
▽助成額 利用者負担額の4分の1
※他の制度で軽減措置を受けた額を除きます。また

注意事項	提出書類	受付場所	受付期間
<p>①郵送およびインターネットでの申し込みはできません。(持参に限り)</p> <p>②ホームページからダウンロードした様式を使用される場合、用紙はA4とし、履歴書は両面印刷をしてください。(両面印刷ができないときは、履歴書の表面と裏面を張り合わせて両面印刷と同形態にしてください。提出書類は自書に限り)</p> <p>③申込書類等は本人が持参してください。代理の人が持参される場合は、書類の不備や記載内容の訂正等に対応できる人に限ります。</p> <p>④写真は申し込み前6か月以内の撮影(正面、無帽、上半身、縦4cm×横3cm)したものに限り。写真の裏面に氏名を記載してください。(計3枚必要です)</p> <p>⑤提出書類の記載事項の不備や書類がそろっていない場合は、受け付けすることができません。このために生じた申し込みの遅延については責任を負えません。</p> <p>⑥受付最終日は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。</p>	<p>①八幡市嘱託員採用試験申込書</p> <p>②受験票、写真票(それぞれに注意事項④の写真を貼付したもの)</p> <p>③市指定の履歴書(注意事項④の写真を貼付したもの)</p> <p>④返信用封筒(定型255mm×120mm以内)一通(郵便番号、住所、氏名を明記し、80円分の切手を貼付したもの)</p> <p>⑤受験資格に記載の資格・免許を有することが証明できるもの(免許証の写し等)</p>	人事課(市役所2階)	2月8日(月)~16日(火)(土・日・祝を除く) 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時15分

④試験の内容 各職種とも教養試験、作文試験、面接を行います。
⑤試験の日時・場所 3月7日(日) 午前9時~午後5時(予定)、市文化センター
(注)申し込み者が多数のときは、面接を後日行う場合があります。

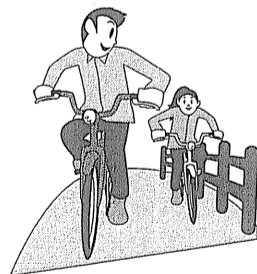
医療費の自己負担を軽減

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる

人は老人医療に該当します。医療費の自己負担額が軽減されますので申請してください。

▽対象者 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成20年中の所得税を含む「老人世帯」で表の所得制限以下の人
※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が60歳以上、満18歳未満、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aを持っている人のみで構成されている世帯。
▽手続き等 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療が適用される



○質問 自転車のツーリングロード(橋本御幸橋)の整備を
◎回答 現在、橋本から御幸橋までの区間、木津川河川敷で緊急用道路が工事中です。今年の3月に完成する予定です。この

やわた ご意見 たまたて箱から

◆問い合わせ 秘書広報課

道路は、災害用の緊急道路ですが、平常時は、人や自転車の通行が可能となります。これにより橋本から御幸橋まで、淀川に沿って、安全に自転車で行くことができます。

◆「やわた」ご意見たまたて箱」では、多くの皆さんから「宝物」(提案など)をいただいています。これからもお気付きの点がありましたら、ご意見をよろしくお願ひします。

◆「やわた」ご意見たまたて箱」では、多くの皆さんから「宝物」(提案など)をいただいています。これからもお気付きの点がありましたら、ご意見をよろしくお願ひします。

ハイチ地震被災者の救援金を受け付け

日本赤十字社では、ハイチ地震の被災者への救援金を受け付けています。市役所または社会福祉協議会に持参いただくか、受付口座に振込んでください。
▽受付期間 平成22年2月12日(金)まで

▽受付口座 郵便局・ゆうちょ銀行の振替用紙の通信欄に「ハイチ地震」と明記し、加入者名「日本赤十字社」、口座番号「00110-2-5606」へ
◆救援物資は取り扱っていません。詳しくは福祉総務課まで。

と、所得金額によって医療費の自己負担が1割または3割になります。
◆問い合わせ 国保医療課

八幡市文化センター申告会場

(3階・相談時間＝午前9時30分～午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	対応者
2月	16	火	公的年金所得者申告 還付申告 住宅借入金等特別控除申告 不動産所得申告 事業(営業)所得申告	税務署職員 税理士 府職員 市職員
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	22	月		
	23	火		
	24	水		
3月	25	木	2月26日以降は、市職員のみ対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。	市職員
	26	金		
	1	月		
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	8	月		
3月	9	火	公的年金所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は市役所1階の市民税課(5番窓口)でも受け付けします。	市職員
	10	水		
	11	木		
	12	金		
	15	月		

※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までの昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しく下さい。

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。

申告期間は 2月16日(火)から 3月15日(月)まで

住民税 所得税

申告会場を開設

税の申告会場を2月16日(火)から3月15日(月)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、また国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康

保険や介護保険料の算定、児童手当などの受給の判定にも必要な大切なもの。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 市民税課

住民税の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)へ。

■住民税の申告が必要な人
▼平成22年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成21年中に所得(収入)があった人
▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除

等の所得控除を受けようとする人

▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

◎申告に必要なもの
〈申告書に添付〉
▼雑損控除を受けるとき
▼医療費控除を受けるとき
▼給与所得者で勤務先から「給与支払報告書」の提出がなかった人
▼国民年金に加入している人は、平成21年中に支払った保険料の控除証明書
▼生命保険料、地震保険料控除証明書
〈申告に持参〉
▼国民健康保険に加入している人は平成21年中に支払った領収書を持参し、提示していただくか、その額を申告してください。
▼印かん

■住民税の申告が必要な人
▼所得税の確定申告を提出している人
▼収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」の提出がなかった人

▼平成21年中に所得が無かった人
※所得が無くても、前年に住民税の申告書提出されている場合は、住民税の申告書の送付に添付する予定です。ただし公的年金収入のみで、平成21年度非課税の人には送付しない場合があります。

所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

所得税の申告は、市文化センター申告会場または税務署の確定申告会場へ。

■所得税の申告が必要な人
▼年金所得者・事業所得者
▼年金受給者で納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人
▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡

所得、雑所得、山林所得などがあつた人、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

▼平成21年中に所得の無かつた人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要で

※申告の必要のない人でも扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

※平成21年中に所得の無かつた人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要で

住民税の住宅ローン控除 市への申告が原則不要に

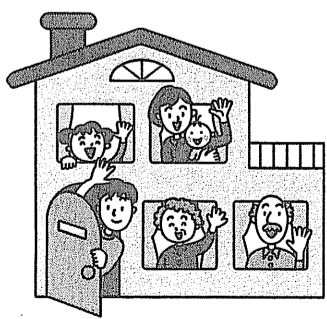
住民税(市民税・府民税)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、地方税法の改正で事業所から市に提出される給与支払報告書または確定申告に基づき、市が住民税の計算を行い控除(9万7500円が

限度)します。このため本人から市への申告は不要となりました。

ただし、給与支払報告書や確定申告書に記載漏れ等(住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日等の記載)がある場合は、

控除されない場合があります。記載漏れ等がないよう十分注意してください。

▼控除対象者
①平成11年から18年末までに入居し、所得税で住宅借入金等特別控除が控除できなかった人
②平成21年中に入居し、所得税で住宅借入金等特別控除が控除できなかった人
※所得税や住民税(所得割)が課税されない人や平成19



◆問い合わせ 市民税課

いる人で、地代・家賃・原稿料などの収入があり、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

▼給与を2力所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人

▼家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人

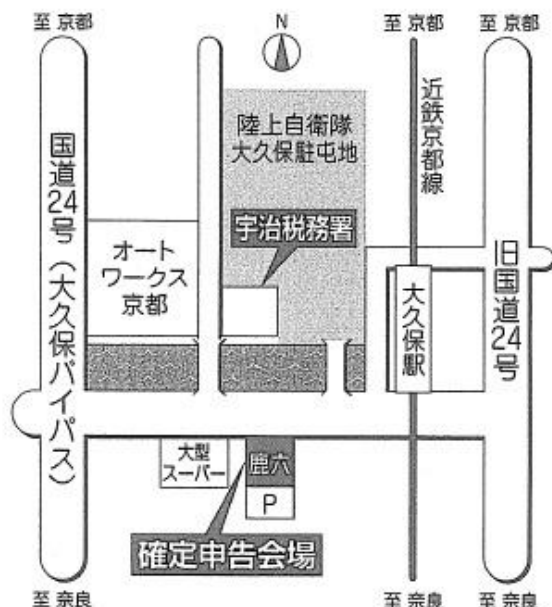
▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人

▼火災などの災害による被害を受けたために平成21年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人
▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額を超えている人

譲渡所得などの申告は 税務署確定申告会場へ

土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署の確定申告会場へお越しください。市文化センターの会場では受け付けをいたしません。

宇治税務署の確定申告会場は 税務署向かいの「鹿六」4階



※駐車場に限りがありますので、電車やバスなどの公共交通機関を利用ください。

宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六」4階に開設します。

会場の開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。

●開設期間 2月1日(月)から3月15日(月)までの平日

※土・日・祝は開設しません。2月21日、同28日の日曜日に限り開設します。

●受付時間 午前9時～午後5時(ただし混雑状況等により早めに受け付けを終了する場合があります。午後4時ごろまでにお越しください)

◆問い合わせ 宇治税務署

所得税は、納税者一人ひとりの事情に応じた税負担を求めめるために1年間のすべての所得から、扶養家族の状況や医療費などの所得控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除等)を差し引いて計算をします。

詳しくは、宇治税務署へお問い合わせください。

◆宇治税務署 ☎ 0774-44-4141

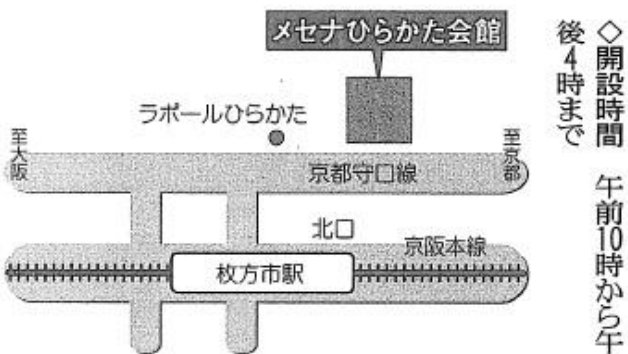
還付申告センターを ご利用ください

還付申告をされる人の利便を図るため、還付申告センターが開設されます。会場では、税理士による相談を実施します。

※年末調整の給与所得者が対象です。譲渡所得や贈与所得は直接、税務署申告会場へ申告してください。

■枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)

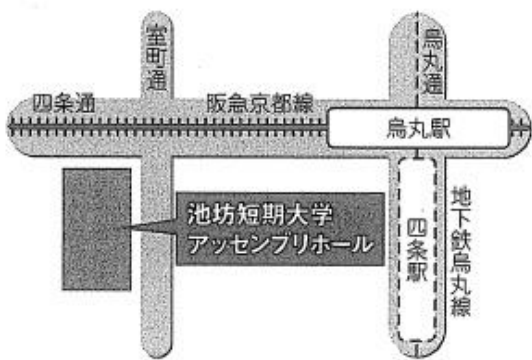
◇開設期間 2月1日(月)から2月15日(月)まで
※土・日・祝と2月2日(火)・同9日(火)は休み。



◇開設時間 午前10時から午後4時まで

申告期間内に2回 広域センターを開設

2月21日と同28日の日曜日、税務署員による確定申告の受け付けを行う広域申告センターを開設します。



■四條烏丸会場 池坊短期大学・美心館地階アッセンブリホール(地下鉄「四條駅」または阪急「烏丸駅」、地下通路26番出口を出てすぐ)

○枚方会場、四條烏丸会場とも、混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります。また四條烏丸会場には駐車場がありません。

納税課からのお知らせ

市税の納付は便利な口座振替

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。なお、振替は平成22年度分の市税からとなります。※近くに市税取扱金融機関がない場合、または申込用紙がない場合は納税課までご連絡ください。申込用紙を郵送します。

市税の納め忘れはありませんか

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納め忘れの場合は、市税取扱金融機関または納税課まで至急に納付してください。

納期限が過ぎている場合は、コンビニエンスストアで納付できません。コンビニエンスストアをご利用の場合は納税課までご連絡ください。利用できる納付書を送付します。※未納税には法律に基づき延滞金が増算されます。また、未納が放置され続けると、財産差押などの滞納処分を行う場合があります。

税機構が業務開始

京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を共同で行う広域連合「京都地方税機構」が、今年1月から一部の業務を開始し

ました。

同機構は納税者の利便性向上と、より一層の公平・公正な税務行政の実現を目指すために設立されました。今後、市が行っていた市税(市・府民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納整理は同機構に順次移管し、徴収業務等を行います。

※広域連合とは、府県や市町村が区域を越えて広域的に事務を処理するために設けられる団体で、地方自治法で特別地方公共団体として位置付けられています。詳細については同機構のホームページをご覧ください。

同機構へ移管の際には、個別にお知らせします。

なお国民健康保険税(料)については当分の間、移管せずに市が徴収を行います。

◆問い合わせ 納税課